

目 次

経 営 方 針

1. 基本理念	1
2. 経営方針	1
3. ケア方針	4

入居者の健康管理

1. 入居者健康管理実施計画	5
----------------------	---

在宅福祉事業計画の方針

短期入所生活介護事業	6
------------------	---

令和3年度 事業計画

1. 定例会議	7
2. 令和3年度年間事業計画	8

職員研修及び調査研究活動

1. 令和3年度職員研修計画	9
2. 専門委員会	10

自衛消防体制

自衛消防隊編成表	12
----------	----

運営組織体制

「真野の里」運営組織図	13
職員一覧表	別冊
令和3年度職員業務分担表	別冊

令和3年度 真野の里二号館経営方針

1 基本理念（仕事をする上で最も大切にしなければならない考え方）

老人福祉法、介護保険法、社会福祉法の理念を「真野の里」経営の基本理念とする。

- (1) 入居者の基本的人権を尊重し、個人の尊厳を保持する。
- (2) 入居者本位のサービスを提供し、生活の質の向上を図る。
- (3) 家族、地域社会との連携を深め、入居者の社会性を保持する。
- (4) 地域の福祉ニーズを把握し、地域福祉推進の拠点の役割を果たす。

2 経営方針（基本理念を実践するための方針）

＝真野の里二号館は、入居者一人ひとりの生活習慣や好みを尊重し、今までの暮らしが継続できるように、ユニットケアの充実と家庭的雰囲気施設の作りを目指す。あわせて、佐渡寿福祉会は経営の安定を図り、持続的に事業を展開する。＝

真野の里二号館職員は、老人福祉施設倫理綱領を念頭に福祉サービスの向上に努め、入居者及び家族等関係者に対し、「感謝」「共感」「連携」の気持ちを持って業務を遂行する。

<令和3年度真野の里二号館施設目標>

- ・基本理念を正しく理解し、入居者サービスの質の向上を図る。
- ・24時間シートを活用し、今までの暮らしの継続を基本に、入居者が希望する生活を実現する。
- ・入居者が安心して暮らせる基盤作り、そして職員が安心して働ける環境作りの為、真野の里との安定的な一体経営を図る。

（その実現のための重点項目）

- ① 職場のルール・マナー及び接遇マナーの確認と徹底
- ② 業務マニュアル及び職能要件書の内容充実と介護プロフェッショナルキャリア
段位制度の活用
- ③ 地域から信頼される、地域に開かれた施設作り
- ④ 地域貢献活動の取組み
- ⑤ 適正な財政運営の推進

- (1) 個人情報適正かつ適切に取り扱い、プライバシーの保護と生活の質の向上に努め、入居者本位の生きがいのもてる施設作りに取り組む。

- (2) 個々のニーズに即応するため、24時間シートを活用し、ユニットケアの充実を図る。
- (3) 短期入所生活介護事業を実施し、地域住民が福祉サービスを円滑に利用できる拠点の役割を果たす。また在宅高齢者の自立生活支援のため介護予防機能の充実を図る。
- (4) ボランティアの確保・養成に努め、地域との交流を積極的に推進し施設の活性化を図る。
- (5) 職員の資質向上のため、職員各自が職責を自覚し、常に自己研鑽に努める。
- (6) 質の高いサービスを提供するため、職員の研修体系を整備し、人的資源の開発を図る。
- (7) 職種間の入居者に関わる情報の伝達を円滑に図り、職員相互の協力体制を高める。
- (8) 職員会議、運営会議、ユニットリーダー会議、ユニット会議、専門委員会の機能を活用し、入居者に対するサービスの向上について、きめ細かな立案と実施に努める。
- (9) 事故の未然防止だけにとどまらず、サービスの質の改善という視点に立ったりスクマネジメント体制を整備する。
- (10) 事業経営の効率性を組織全体の目標とし、経営基盤の安定強化と経営の透明性の確保を図る。また、介護報酬の変動に対応するため、中・長期的視点に立った経営分析を行う。
- (11) 職員がいきいきと能力を発揮できるような働き甲斐のある職場作りを目指して、人事考課制度を円滑に運用する。
- (12) 積極的な情報開示と情報提供に努め、社会福祉法人として説明責任を果たす。
- (13) 社会福祉法人として介護保険サービスの利用促進を図るため、利用者負担減免措置を実施する。

<感染症対策>

指針に基づき、感染症・食中毒の予防及びまん延防止に努める。定期的に感染症対策委員会を開催し、その結果について職員への周知徹底を図る。

<環境衛生設備の充実>

- (1) 日常業務の中から、創意と工夫をこらし、施設の充実と環境整備に努める。
- (2) 定期的に園舎清掃、居室消毒を実施する。

<防災対策の充実強化>

- (1) 職員、入居者が日頃から防災意識を強く持つよう徹底を図る。
入居者の高齢化・重度化が進んでいることを踏まえ、避難誘導體制を充実させ、

施設の総合的な防災対策の強化を図る。また、夜間訓練も併せて実施し、その体制を確立する。

- (2) 防災設備、避難設備が常時機能するよう調査点検を毎月実施する。
- (3) 消防機関、地域の関係諸機関との連絡を密にし、施設構造及び入居者の実態を十分理解してもらい、緊急時の応援、防災支援協力体制の充実と施設の防災安全対策の強化に努める。
- (4) 地震災害等の非常時対策として、食料、医薬品等日常品の備蓄に努め、併せて、高齢被災者の避難先としての機能を果たす。

＜職員の健康管理・福利厚生＞

- (1) 各種健康診断・予防接種、給食職員の検便を実施し、健康管理に努める。
- (2) 職員互助会活動を充実し、職員間の親睦を図る。また、福利厚生センターの積極的活用を推進する。

＜ボランティア活動の推進＞

社会福祉協議会、学校、各種ボランティアグループとの連携を積極的に図り、受け入れに努める。

＜地域交流の推進＞

- (1) 入居者の孤独感、疎外感緩和のため、さまざまな機会を通して、地域との交流を深め、「真野の里二号館」の理解と啓蒙に努める。
- (2) 施設本体の業務に支障をきたさない範囲において、施設の建物、設備、備品等を提供し、地域との交流を進める。

＜家族会活動の推進＞

家族会の自主活動を促進し、入居者家族同士のつながりを深め、施設運営に積極的な協力を働きかける。

＜関係機関との協力＞

佐渡市及び居宅介護支援事業所・社会福祉協議会との連絡を密にし、利用者に計画的ケアを提供できるよう協力体制作りを努める。

＜運営推進会議の設置＞

地域に開かれた施設とし、サービスの質の確保を図ることを目的に運営推進会議を設置する。

3 ケア方針

入居者の一人ひとりの意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。

<目 標>

- (1) 少人数ケア体制をつくる。
- (2) 入居者が自分の住まいと思えるような環境をつくる。
- (3) 今までの暮らしを続けてもらえるような暮らしをつくる。
- (4) 24時間の暮らしを保障する仕組みをつくる。

<重 点>

- (1) 馴染みの関係作りのため、職員を固定配置する。
- (2) 暮らしの場と感じさせる場をつくる。
- (3) 24時間シートを活用し、人それぞれの暮らしに個別対応する。
(朝の時間・食事・入浴・日中・夜間の過ごし方)
 - ・起床就寝時間は人それぞれ
 - ・食事は生活リズム・個人の嗜好・家庭的雰囲気大切に
 - ・排泄は入居者のリズムに合わせる・プライバシーを尊重
 - ・入浴はプライバシーを尊重し、同性介助・マンツーマン入浴を基本とする。
- (4) 情報の伝達と共有の仕組み作りをする。
- (5) 24時間シートを有効に活用し、介護サービス計画(ケアプラン)・褥瘡ケア計画・栄養ケア計画を充実させる。
- (6) 看取り介護を希望される入居者、ご家族に対し、「看取り介護計画」を作成し、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」の内容に沿って、入居者がその人らしく生き、その人らしい最後を迎えられるよう全人的ケアを提供する。
- (7) 協力歯科医師の指導のもと、口腔ケアマネジメント計画を作成し、入居者が「楽しく」「おいしく」「安全に」食事ができる環境を整える。
- (8) 入居者の生活相談や情報提供(生活相談員業務)
 - ・入居者個々の収入(年金等)や支出(サービス利用料金、日用品等)に伴う相談。
 - ・介護保険等の相談と情報提供。
 - ・家族、近親者との連絡調整。
 - ・入居者同士のトラブル等対人関係の改善。
 - ・病気などの健康上の相談。
- (9) 安全対策の取り組み
 - ・介護事故発生防止のため、定期的に事故防止委員会を開催する。

- (10) 介護手順の明確化及びアセッサーによるOJT
 - ・介護スキルチェック項目を活用し、食事、入浴、排泄介助等の介護手順の明確化を図るとともに、アセッサーによるOJT (On the Job Training) を実施する。
- (11) 連携体制の強化
 - ・各職種間の連携を密にし、入居者のサービス向上に努める。
- (12) 身体拘束について
 - ・身体拘束は行わない。「指針」を熟読し、その意味を理解する。やむを得ず行う場合には、家族の同意を得ることを前提に、入居者の状態を考慮して、複数職員で検討し、拘束を行う理由とその経過を記録し、拘束解除に向け努力する。やむを得ないと認められる3つの条件は「切迫性」・「非代替性」・「一時性」である。
- (13) 虐待の禁止
 - ・職員は、どのような行為が虐待に該当するか理解し、定期的に自己チェックを行い、人権に対する意識の高揚に努める。認知症の理解を深め、職員間で入居者の情報を共有し、ストレス軽減を図る。
- (14) 科学的介護情報システム（LIFE）の活用
 - CHASE・VISITへのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る。
- (15) 苦情処理体制の整備
 - ・苦情があった場合に、迅速かつ誠実に必要な措置を講じる。

入居者の健康管理

1 入居者健康管理実施計画

- (1) 目 標
 - 入居者の健全で安らかな生活を保障するため、嘱託医を中心に協力病院及び協力歯科医院との連携を行い、常に心身の健康管理を保持する。
- (2) 計 画
 - ①定期的な健康診断の施行
 - 胸部レントゲン・血液検査等
 - ②必要に応じて嘱託医の指示による諸検査施行
 - ③検温（週に2回、入浴前に施行、なお、必要に応じて随時施行）
 - ④血圧測定（月に1回、なお、必要に応じて随時施行）
 - ⑤体重測定（月に1回）
 - ⑥歯科検診（年2回）
 - ⑦皮膚管理（褥瘡、その他皮膚疾患）
 - ⑧住みよい環境づくり（居室の温度・湿度チェック）

- ⑨食事管理・水分管理
 - ⑩職員の医学知識の習得・死生観教育
 - ⑪喀痰吸引、経管栄養者の管理
 - ・同意書、指示書、計画書、実施状況報告書の作成
 - ⑫必要に応じてフォーレ挿入者の管理
 - ・膀胱洗浄・フォーレ交換、ミルキング等の施行、定期的な泌尿器科受診等
- (3) 重点項目
- ①褥創予防対策（体位変換・エアーマット等）
 - ②皮膚管理（発疹、変色、表皮剥離、白癬等）
 - ③排便状態の管理
 - ④骨折防止対策（自力歩行者及び車椅子使用者への配慮）
 - ⑤感染症予防対策（利用前調査の実施、ケアマニュアルの実施、職員研修）
 - ⑥伝染病予防対策（予防衛生知識の普及、身辺清潔）
 - ⑦チューブ類の管理（経管栄養者、尿道カテーテル挿入者等）
 - ⑧喀痰吸引の安全管理対策

在宅福祉事業計画の方針

<目 標>

- (1) 利用者が安全かつ快適に在宅生活を送れるよう、スムーズなサービスの提供とその充実に努める。
- (2) 基本的人権の尊重とプライバシーの保護を事業の基本理念とし、地域の人々に信頼されるサービスの提供に努める。
- (3) 他事業所との連携を強め、利用者の自立に向けたサービスの提供に努める。

<短期入所生活介護事業>

- (1) 利用者の要介護状態の軽減・悪化の防止を目指し、認知症等の精神状態や身体状況を把握し、日常生活に必要な援助を提供する。
 - 介護予防短期入所生活介護事業においては、要介護状態になることを防止し、介護を必要とする状態の改善と悪化を予防できるよう利用者の精神状態や身体状況を把握し、日常生活に必要な援助を提供する。
- (2) サービス提供にあたっては、短期入所生活介護サービス計画及び介護予防短期入所生活介護サービス計画に基づき、利用者が日常生活を送るために必要な援助を提供する。
- (3) サービス提供にあたっては、懇切丁寧に行い、利用者・家族に対してサービスの提供方法について分かりやすく説明を行う。
- (4) 介護支援専門員との連携を図り、提供するサービスの質の向上と改善を図るよう努める。

令和3年度 事業計画

1 定例会議

区 分	開催日時	担 当	内 容
ユニット ミーティング	月 1 回	ユニットリーダー	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニット内の業務・行事等の検討 ・介護サービス計画の徹底
ユニット リーダー会議	月 1 回	係 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニット間の連絡協議
運営委員会	毎月 第三木曜日	課 長	<ul style="list-style-type: none"> ・施設運営連絡協議 ・当月の反省と検討 ・翌月の事業計画打合せ
職員会議	年間4回	課 長	<ul style="list-style-type: none"> ・各職種間からの意見要望事項の検討 ・翌月の行事予定と連絡事項・園長指示 伝達事項（全職員） ・研修及び委員会活動報告
サービス 担当者会議	随 時	介護支援専門員 給食係長	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の介護サービス計画・褥瘡ケア 計画・栄養ケア計画・口腔ケアマネジ メント計画・経口維持計画の検討
専門委員会	委員会ごとに定める	委 員 長	<ul style="list-style-type: none"> ・別に定める専門委員会によるテーマ に基づき連絡協議
入所検討委員会 (本体共催)	月 1 回	生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・施設サービス利用申込者の利用の 可否について

職員研修及び調査研究活動

1. 令和3年度 職員研修計画

①研修目標

- ・豊かな人間性と社会福祉従事者としての自覚・使命感の育成
- ・倫理と実践に裏付けられた専門的知識及び技術の向上

②実施計画

	職種別研修（県、県社協、老施協等主催）	職場内研修
令和3 4	島内福祉施設長会議	
5		感染症について・看取りケアについて（本館合同） 身体拘束廃止について（職員会議時）
6	（老施協）施設長会議	事故防止について（本館合同）
7	（県社協）認知症ケア対応研修	
8	（県社協）理事長・施設長研修会	
9	（老施協）新潟県老人福祉施設研究総会 9月中旬～11月上旬 アセッサー講習	
10	認知症介護基礎研修	
11	（県社協）口腔ケア研修	感染症について（本館合同）
12	（県社協）看取りケア研修	身体拘束廃止について（本館合同）
令和4 1		
2		事故防止について（本館合同）
3	（老施協）施設長会議	復命研修会（本館合同）

※島内特養ホーム職種別研修会年1回実施。

※新規採用時は「新人職員共通研修」実施。

※新型コロナウイルス感染症の関係で「オンライン研修」「伝達研修」となる可能性もあります。

2. 専門委員会

区 分	調 査 検 討 事 項	担 当 職 員 ◎印は取りまとめ責任者 ○副、(看) = 看護師
1 運営管理 (月1回)	施設運営の適正と円滑を図る ①経営方針の検討 ②課題事項の検討・連携体制の構築	◎相田、○和田、和泉、 門口、佐々木(英)、土屋
給食運営委員会		※委員会責任者：和泉
2 事故防止 (2月に1回)	①事故発生防止対策 ②事故再発防止対策	◎一色、○畠野、相田、和泉、土屋、 川上、佐々木(翔)、山本(智)
3 感染症対策 (3ヶ月に1回 及び必要時)	①感染症対策 ②じょくそう防止対策 ③口腔内のたんの吸引等安全対策	◎大崎、○土屋、相田、和泉、門口、 山本(明)、浅原、明田川、山本(真)
4 身体拘束廃止 (3ヶ月に1回)	①身体拘束ゼロの手引きの理解と徹底 ②事例検討 ③虐待防止チェックリストの活用	◎末武、○永井、相田、和泉、 本間(和)、大崎、本間(浩)、 計良
5 広 報 (3ヶ月に1回)	①園内外広報活動 ②「しおさい」発行 ③広報資料の収集、写真、ビデオ撮 影、編集	◎佐々木(英)、○永井
6 防災対策 (3ヶ月に1回)	①防災意識の高揚・防災訓練 ②防災設備・避難設備の点検 ③消防署等関係機関との協力体制の 確立 ④防災計画の作成・見直し	◎和田、○本間(浩)、桃井、岩松、 松本

区 分	調 査 検 討 事 項	担 当 職 員 ◎印はとりまとめ責任者 ○副、(看) = 看護師
7 口腔ケア・ 食事 (3ヶ月に1回)	①協力歯科医師との協力に関する こと ②口腔ケアの向上に関すること ③入居者の嗜好の把握、入居者の食 事に関する情報交換 ④非常災害時等の食事提供に関する 検討（訓練計画の作成等）	◎和泉、○白石、和田、畠野、 本間（未）
8 家 族 会	①家族会協力活動の推進	◎寺澤、○浅野
開催要領 <ul style="list-style-type: none"> ●各委員会は、実施結果を取りまとめ、その都度園長に提示する。 ●各委員会は、職員会議において実施状況を報告する。 ●2、3、4の委員会は年1回本体と合同で開催する。 		

自衛消防隊編成表

(非常災害活動隊編成表)



